

（午前10時45分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）私は、次の3点について質問いたします。

第一、城山台三丁目と四丁目とを結ぶ、いわゆる「けもの道」の拡幅を求める。第二に、橋本消防と伊都消防の関係取り扱いの現状と今後の方針について説明を求める。第三に、各公民館職員の安全確保に関する改善策を求める。

以上であります。以下、順を追って質問いたします。

まず第一に、城山台三丁目と四丁目とを結ぶ、いわゆる「けもの道」について。けもの道の拡幅については、主に二つの重大な要請が考えられます。一つは、近未来に発生する確率が年々高くなっている南海・東南海地震の際の緊急避難路確保の要請であり、いま一つは、日々の生活道路としての重要な役割からの要請であります。

百聞は一見にしかず。過去30年にわたり、ほんの少し手を加えれば、目と鼻の先にあるスーパー、医療機関、郵便局、学校へ、遠回りして何百メートルも上り坂、下り坂を通って行き来してこられた四丁目の市民のご苦労は察するに余りあります。安全・安心のまちづくりをめざして、現場主義を掲げ、日夜奮闘し、実績を積み重ねてこられた木下市長のご英断を、切にお願いする次第であります。

次に、橋本市の消防における今後の方針と

見通しについて伺います。

平成18年に、橋本市と高野口町との合併に伴い、橋本市が伊都消防組合と次のような覚書を締結しております。すなわち、「変則的体制の早期解消と消防体制の一本化を早期に図る必要があるため、広域消防への組織変更、もしくは伊都消防組合から脱退することについては、加入後5年以内に協議し、速やかに移行できるよう努める」とあります。その後、和歌山県広域消防推進化計画が策定され、それに向けて動き出したが、結局とんざして今日に至っていることは承知しております。そこで、現状と見通しをできるだけ具体的にご説明願います。

最後に、公民館職員の安全対策の改善について伺います。

公民館の大半は民家に隣接していません。ところが、夜間10時頃まで女子職員が一人で職務を行う場合がありますが、今日の社会の治安状態を考えると、極めて危険な環境にあると言えます。

そこで、私はいくつかの提案をいたします。

1. 公民館の内外ともに、犯人を撃退できるほど大きく鳴り響く非常ベルを設置すること。その際、危険を察知すれば直ちに対応できるような、ペンダント形式の無線のスイッチが効果的だと思います。また、犯人の特定や逮捕に大きな威力を発揮している防犯カメラの設置も求めます。さらに、これらの装置を設置している旨を目立つ場所に掲示することにより、大きな犯罪抑止力を発揮できると考えます。

事件が発生して後悔するよりも、十分想定できる事態でありますから、一般市民が納得

できる対策を、しかも早急に講じることを求めて、私の1回目の質問を終わります。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君の質問項目1、城山台三丁目と四丁目を結ぶ道の拡幅に関する質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（松浦広之君）登壇〕

○建設部長（松浦広之君）城山台三丁目と四丁目を結ぶ、いわゆる「けもの道」の拡幅については、平成21年3月議会において、一般質問でおただしをいただいています。

その際、開発者である南海電鉄と住民の皆さんの間で「三丁目と四丁目とを結ぶ通路はつぐらない」、「緑地として山林樹木を残す」との約束が交わされていますことや、三丁目と四丁目、それぞれの自治会役員、南海電鉄、市で再三にわたり協議を行いました。残念ながら進展がないことを答弁させていただいています。

また、本年9月議会においてもおただしをいただきました。その際、過去の経緯等を踏まえ、まずは住民の皆さんと南海電鉄との約束をどのようにするか。拡幅に関し、住民の皆さんのご理解とご協力が得られるか。また、住民の皆さんの感情のもつれに発展しないよう、十分注意して進めたいとの答弁をさせていただきました。

平成22年12月には、城山台連合自治会及び城山台四丁目自治会連名で、市長に対し陳情があり、また、本年11月にも、城山台四丁目の皆さんからたくさんの署名とともに、市長へ請願書の提出がありました。

防災上の観点から、車で四丁目に通ずる進入路が1本しかない状況を改善するため、いわゆる「けもの道」を拡幅し、緊急時の道路とすることに関しては、市として期待できるとの答弁を以前もさせていただいていますが、その認識は現在も変わりません。

市としても引き続き、住民の皆さんのご理解とご協力が得られる形で実現できるよう取り組んでまいりますので、議員各位のお力添えをよろしくお願いします。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）市当局の基本的な考えはわかりました。しかし、この重要性という観点からは、30年間いろんな経緯を経て今日を迎えている、現在の状態にあるということ。を前提とした上での答弁ではないんじゃないかと。

東日本大震災と同じようなメカニズムで南海トラフ沿いに地震が起きた場合、地震の規模はマグニチュード9.0と推定され、震度6以上になると予想される。大きな被害が出るから、避難道路、物資、輸送路は広ければ広いほど、多ければ多いほど減災効果が上がると一般に言われております。緊急避難道路という観点からは、この三丁目と四丁目を結ぶ道路は、まさに命の道ともいえるべきものであります。

さらに、避難するのは健常者だけではありません。障がい者、高齢者、子どもも大勢います。できるだけ安全性を高めることは、政治をつかさどるものの責任ではないでしょうか。

また、生活道路としての観点からも、高齢者が目と鼻の先にあるスーパーに買い物に行くにも、数百メートルの回り道をせざるを得ない。しかも上り坂、下り坂あり、買った荷物を手に持って、あるいはリュックに入れて長い道のりを運ばざるを得ない。これは果たして社会通念上、正常なことと言えるのでしょうか。いかがですか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）答弁の中でも申し

上げましたが、防災上の観点、それから生活道路としての観点、それから現在おただしのけもの道が拡幅され、よりよい道になると、四丁目の皆さんにとっての利便性は上がるということは十分認識しておりますし、また、コミュニティの形成という上で、三丁目と四丁目の交流を図るという意味でも、道路の持つ意味ということは十分理解しております。決して否定するものではありません。

ただ、前回の9月議会においてもご答弁させていただいたんですけども、過去の経緯もあって現在に至っておるといところでございますので、まずは、やはり過去の経緯を無視して進めるわけにはいかないというところから、住民の皆さんの合意があつての上での施工というふうなことを市としては考えていきたいと、そういうことでございます。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ある意味では、人ごとのように聞こえますけどね。なるほど形式的には、それはそうだと納得、理解してくれているように見えますけども、先ほども申し上げたように、住民のいろんな経緯、話し合いがあつて、いまだ進んでいない。その、反対の意思も固い。こういう実態もあるわけでございます。

いっぺんそういう事態を、これから今までどおり続けていくとすれば、障がい者が車いすに乗って、あるいは車いすを押してもらつて、あるいは電動車いすに乗って、目と鼻の先にあるスーパーや医療機関、郵便局へ行くことも、上り坂・下り坂を数百メートルもの回り道をしなければならないというのは酷じゃありませんか。天気のいい日ばかりじゃなく、灼熱の太陽のときも、寒風吹きすさぶ真冬もありますよ。暴風雨のときもあります。そういうときに、これから5年、10年先に、ぐっと高齢化が進むときに、そういう人たち

の遠回りしていく姿を想像してください。住民の皆さん、あんたら話つけてくださいと。大事やから市もやりまっせと。こんな基本的な姿勢でいいんでしょうかね。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）三丁目と四丁目の間のけもの道につきましては、延長で約30m程度かと考えます。そういったところから、目と鼻の先にそういう状況があつて、非常に歯がゆい思いをされているということは、もう重々わかっております。

一方で、北部の大規模開発団地を見ますと、これは当時の開発のコンセプトでもあるんですけども、特に、城山台等においてでも、もともとが傾斜地ですので、この四丁目だけが上り下りということではなく、例えば一丁目、二丁目あたりでも、やはり中央のスーパー、あるいは医療施設、郵便局等へ行かれるにつきましても、やはり坂道というのは避けて通れないものかなというふうに考えております。

そういった中でも、四丁目におかれては、やはりぐるっと回らないかんし、あそこへ道がつけば、ほんの30m程度な、という非常に残念な思いというのは重々わかるところでございます。

それから、現在、一応けもの道と言われる部分については、土地の所有については南海電鉄がでございます。南海電鉄が当時あのあたりを造成するにあたって、当時の住民の皆さま、聞きますところでは、自治会組織がなかったので住民との覚書というふう聞いておるんですけども、そういったところの皆さんとお約束もある中で、土地の所有者としての南海電鉄という立場もでございますので、市だけの判断ではいたしかねる。それから、そういった住民ともお約束のある中で現在の状況でございますので、冒頭差し上げた答弁以上のものは、残念ながら差し上げること

ができないというのが現状でございます。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）城山台にはいろんな起伏がある。それは私もようわかっております。でも、それを、それでどうしようもない起伏と、改善すればその負担が軽減される、なくなるという起伏と一緒にできるんですか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）直前の答弁でも、そういう意味で申し上げました。もともと抱えております地形によります起伏というのは、これは避けがたいものでございます。ただ、現在おただしのけもの道については、ほんの30m程度道を改善すれば、その問題が解決できる。これを同列に扱うつもりはございません。同列に扱うつもりがございませんので、市としても改善できる場所があればというところで、たしか平成6年当時から、当時の担当も積極的にかかわる中で現在に至っておりますので、その姿勢については現在も変わっておりません。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）おっしゃるとおり、30年前からこういう実態があって、いろいろかかわってくださったけれども全然進んでない。これを何とかしてくれと、こういう熱い思いは市には届かないんですかね。先ほど申し上げたような、そういう大変な事情、それを取り除けば、がらっと楽になる。住みやすくなる。安全・安心のまちになる。そういうときに見て見ぬふりをして、契約があるから絶対にこれはだめなんだと、それを絶対視して、皆さん考えてくれ、合意したらいつでもやるというような、こういうことは政治の恥だと私は思うんですけどね。

今までのやってきたことをいろいろ検討してもらって、反省すべきは反省してもらって、皆さんがおっしゃるように、住民同士のいが

み合い、いざこざ、これをできるだけ少なくするためには、市が音頭をとって、南海電車、三丁目の人、四丁目の人、こういう人の中に立って、これはどうしても必要なんだ、だから協力してくれということを書いてもらえないんですかね。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）道を望まれるのは四丁目の皆さま方で、土地の所有者が南海電鉄、その南海電鉄が今に至った経緯というのは、造成等の中で道をつけようとして、当時の三丁目の周辺の住人との話し合いの中で、道はつくらない云々という経過に至っております。ということで、当事者としてしましては三者がおるといふうに、市としては認識しております。その三者の仲介に立って、市として果たすべき役割はないか、それを果たすべきだというのが、平成6年当時からの、そしてただ今のご指摘かというふうに考えております。

ただ、これは9月議会においてもお答えさせていただいたんですけども、市として果たすべき役割と申しまして、やはり限度がございます。いわゆる強制的にというんでしょいか、そういったところについては踏み込めないがゆえに、現在に至っておるといふところでございますが、やはり汗はかくことはできても、強制的なことというのは執行できないというふうに考えておりますので、ほとんど平成6年当時とスタンスは変わらないことになるかもわかりませんが、市として汗をかいてということまではできましても、それ以上についてはできないというふうに考えております。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）三丁目の住民の中に反対する人がいると。どのような理由で反対しているのか。その反対の理由、合理性がある

と市当局は考えているんですか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）当時、四丁目、三丁目がお話し合いをされたという経緯も引き継ぎの中で認識しております。その中に、いくつか三丁目としてのお考えというふうなことも聞いております。

ただ、この件は、三丁目の主張の合理性云々ということではなくて、市として強制的にそういった道路ができるかどうかという視点に立った場合、そういったことはできないというところから、やはり合意形成の得られた中で、市としてはそれしかできる道はないというふうなのが、当時からの一貫した考え方かなというふうに考えております。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）全然質問に答えてないですよ。三丁目の人がどういう理由で反対しているんかと。その反対に対して、市としては合理性があるか考えるんか。もっとも、当然のことだと考えるんか、そうではないんかということ判断、市当局の判断、どういうふうに今の三丁目の主張を判断しているんですか。答えてください。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）当時のやり取りの中で、本市のほうで確認しておりますのは、やはり三丁目、この一帯につきましては、いわゆる通過道路がないと。それから、緑が多く残っていると。そういったところを選んで私たちはここを求めて来たんだと。その形状が変わるということについては、開発者である南海電鉄のほうとのお話になるかと思うんですけども、やはりそれを形状変更することは、法的にどうかという意味じゃなくて、約束違反ではないかというふうなやり取りがあったように聞いております。そういう意味で、ご主張というのは、そういった通過道路がな

い、緑が多い、そういうところを求めて来たのだから、緑を削るところ、あるいは通過道路をつくることについては、私たちは反対であるというふうな主張かなというふうに思います。

ただ、現在、防災の話とそういった生活面の話、事の軽重を考えた場合、これは判断はそれぞれあると思いますが、三丁目のそういった当時のご主張というのは、ある意味、当然のことかなというふうに考えております。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）現在におけるけもの道がこういう状態であるときの、現在における、私が今までいろいろ話してきましたけども、そういう不都合を含めて、総合的に考え直して、なおかつこれは三丁目の反対する人の主張に道理があるという考えですか。そのところ、明確にしてください。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）主張の軽重を本市のほうでは判断すべきではないというふうに考えます。ただ、やはり当時の土地の所有者である南海電鉄と当時の周辺の人とのお約束がある以上、そして、南海電鉄等にも確認はいたしました、やはりそういった合意が得られない限りにおいては、南海電鉄としても協力しかねる。ただし、合意が得られたのであれば検討しますというお返事もいただいておりますので、ちょっと答弁とずれるかもわかりませんが、橋本市としては、あくまで住民の合意を得られた、得られるよう努力することができる範囲であって、強制的に云々ということとはできないというふうに考えております。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）質問に正面から答えてくださいよ。現状で、橋本市の道路行政、あるいは市民に対する行政として、現状でこの

ままずっと行くと。それはやむを得ないと。政治として見て見ぬふりをするのはやむを得ないと。辛抱せえよということですか。それとも、辛抱するのも大変だろうから、我々が一生懸命汗を流して、仲立ちして、できるだけ実現するように頑張るよと、そういう気持ちですか。いかがですか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）行政といたしても、見るべき視点はいろんな角度からあると思います。私の立場でお答えできるのは、道路ネットワークとして必要な道であるか云々ということになるかだと思います。

先ほどから申し上げましておるとおり、道があればあったにこしたことはない。これは間違いのない事実だと思います。一方で、防災上の問題から申し上げますと、確かに車で進入できるのは、道路としては1本でございます。ただ、その道路は二車線で、一部歩道のついているところもございますので、本市全体を道路として見た場合に、避難路としてはかなり幅員もありますし、地形上もそういった、比較論になりますが、やはりもっと危険な進入路も市内を見ればございます。そういった意味で、道路行政から見ますと、現在の進入路は二車線であるというところからいいますと、それは十分な機能があるのかなと。

一方で、けもの道につきましては、やはり生活の利便性ということから申しますと、決してそれは否定するものではございませんが、強制的にでもやるというような位置付けにはならないというふうに考えます。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）政治の本質というのは、何だと心得てますか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）ちょっと話が広過ぎて答弁いたしかねます。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）政治の本質は、私の解釈では、政治とは、市民の生活、生命、安全、幸福追求を援助するものだと。サポートするものだと、そういうふうに考えているんですけど、間違いですかね。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）行政として、やっぱり市民のニーズ、市民の生活の向上のためには精いっぱい頑張るといふことの気持ちについては全く変わりません。ただ、どこまで行政がかかわるかという問題がございます。そういう意味で、やはり今回のこの件につきましては、先ほどからご答弁させていただいているのは、行政としての限度であるというふうに考えます。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私権の基本を定めておる民法の第1条には、「私権は、公共の福祉に適合しなければならない。」第2項「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。」第3項「権利の濫用は、これを許さない。」こういうことが書いてあるんですけども、司法の大原則、権利の濫用はこれを許さないと。どういう趣旨だと思いますか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）義務と権利というのは、両方にあるものだというふうに思います。それで、権利と申しましても、現在、市が強制的にやれるかどうかも権利であれば、住民の方がそういった道路を拒否するのも権利である。双方においてその濫用はいけないということであって、今回の件についても、やはり二面性があるというふうに考えております。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）権利の濫用は許さない

という趣旨は、形式上は権利の行使のように見えても、実質的に権利の社会性に鑑みて権利をみだりに使っていると。正当な権利とは認められないと。権利の濫用は許さないと。こういうことなんですよ。

こういう基本的な趣旨から言えば、緑が少なくなると。あそこ、道つけたって、緑、木の5本か10本とれば、それでいい話でしょう。私、緑を見たいから、こういうところに緑があるから私は来たんだと。道路をつけても緑が全部なくなるわけじゃなくて、5本か10本とれば道つけられるんじゃないですか。そういうことを根拠にして、今申し上げたような大きな不便をほうっておけというような、まさに権利の濫用じゃありませんか。こういうのを唯々諾々と、私はそんなん知りませんと。そういう形で皆さん決着つけてくださいよと。それで三十何年放置してきて、これから10年、20年放置していたら、年寄りが増えてどれだけ悲惨な状態があるかということは目に見えるし、想像できるでしょう。

あまり人ごとのように考えないで、自分がそこに住んでいる、あるいは本当に橋本市民を幸せにするんだという気持ちがあるんだしたら、私が先ほど申し上げたように、中に立ってこれは必要なんだと。これは最低限度、三丁目の皆さんに影響を与えることは最小限度にとどめる、具体的にはこうこうだと、何とかならんかと、頑張ってくれるのが市の仕事じゃないですか。きょうは大勢傍聴に来てくれた。30年間頑張って、皆さんの悲願ですよ、これは。

僕は、木下市長をずっと尊敬申し上げているけど、この点についても、やっぱり木下市政は頑張ってくれたと。子々孫々にまで四丁目の人に喜んでもらえるような施策、考えていただけませんか。市長、お願いします。

○議長（井上勝彦君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）三丁目から四丁目への通称「けもの道」ということで、私も現場は存じておるわけでございます。何といたしましても、防災上、道路というのは絶対多いほうがいいということは、これははっきりしておるわけでございます。そうした観点から、何とかつけられないだろうかということについて十分考えてはおるものの、問題は、やはり三丁目の住民の皆さんの、道路にすることよっての通過交通の道路であったら困ると。やはり安眠できるようなところへ、我々他府県からここへ来たんだということから、やはりそうなってきた、そして南海電鉄との三丁目の有志の皆さんとも、ここへは道路つからないから安眠できますよと。それだったらここへ住もうかという形に今なっておるように思うんですわ。

そうなってくると、これは市のほうから、当然、三丁目の皆さんにご同意を得ることよって南海電鉄もそれは承知いただけるから、工事費等については、これはわずかな費用負担で済むわけやから、それは問題ないんです。ところが、三丁目への落とし方というんですか、これについて、市も当然これは今後三丁目の自治会とも話し合いを持っていかざるを得ないと思うんでございますが、本日、大勢の傍聴者の皆さん、大半は四丁目の皆さんやと思いますけども、皆さん方からも、やはり三丁目の皆さん方に呼びかけをいただいて、ご同意を得るようなこと。

橋本市内、各、百いくつの区があるんですけども、ここへ道を入れてほしい、ここの道を改修してほしいというのは、やはり、その周辺の皆さんの同意によつて新設したり、それぞれ事を運んでおるのが現状でございます。それらの用地の取得なんかも、地元で無償で、市道の場合は無償でしておるんやということ

から、それらも地元で用地のらち明けもやっ  
ていただいているのが現状でございます。

そんなことから、今後、三丁目に対しての  
話を、市からも持っていきますけども、でき  
たら四丁目から三丁目の皆さんにも呼びかけ  
をしていただくことが、スムーズに行くん  
ではないかな、そうも思っておるわけござい  
ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）市長のご答弁、残念で  
すが、30年間呼びかけをして絶対にだめだと。  
緑、動かしたらだめだと。そういう人がいる  
んです。そういう人となんば話をしても、ら  
ちが明かん。明いたら今までできておるん  
ですわ。そういう厳しい状況にあります。

市長が今言われたように、ゆっくり眠れな  
いと、騒々しいところへ来たん違うんやと。  
それは三丁目の方の意思もわかります。四丁  
目としては、常に車通せとは言っていないん  
ですよ。ふだんは人が通る、あるいは車いす  
が通れるだけの通路をつくって、それで、あ  
とは棒でも立てて、緊急時にそれを抜けば車  
が行き来できると、そういう形ででも、ぜひ  
とも、ぜひともという話なので、そういう話  
をやっぱり市が、ここまで言うておるんやさ  
かいに、三丁目の皆さん、どうですかと。今  
まで汗かいた汗かいたと、どれだけ汗かいて  
くれたか、今までの答弁聞いておったら疑問  
ですな。しっかりやってくださいよ。

では質問、次に移ります。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目2、橋  
本消防と伊都消防に関する質問に対する答弁  
を求めます。

消防長。

〔消防長（大谷 明君）登壇〕

○消防長（大谷 明君）橋本市消防本部と伊  
都消防組合消防本部の関係の現状と、今後の  
方針と見通しについてのご質問にお答えしま

す。

最初に、橋本消防と伊都消防の関係の現状  
であります。平成18年3月の市町合併以来、  
本市では一つの市に二つの消防本部という変  
則体制が継続している状況にあります。

この問題を解消するため、橋本消防、伊都  
消防の消防広域化をめざして進めている中、  
紀北ブロック5消防の消防広域化の話が進み、  
準備委員会を設置して協議を重ねましたが、  
消防広域化協議会設立直前に話し合いがつか  
ず、平成23年11月に準備委員会を解散する  
ことになりました。

現在は、橋本消防、伊都消防に高野消防を  
加えた3消防の消防広域化をめざしたいと考  
えています。しかしながら、現時点では3消  
防の消防広域化につきましては、各市町間  
での合意形成には至っておりません。

また、これとは別に、指令業務の共同運用  
につきまして、3消防で共同運用を図ってい  
くことの協議を進めてまいりましたが、各市  
町間で一定の理解が得られており、実現に向  
けての調整段階であります。

続きまして、今後の方針と見通しにつしま  
してお答えします。

消防の広域化につきましては、本市にとっ  
ての重要課題として認識していますので、市  
町間の合意形成には時間がかかるとおもわれ  
ますが、今後も粘り強く取り組んでまいります。

また、3消防の指令業務の共同運用につま  
しましては、平成25年度には法定協議会を発  
足する必要があり、そのためには、各市町議  
会において議決が必要になります。その後、  
平成28年4月の運用開始に向けて、指令業  
務の運営方法の調整や施設整備等を実施して  
いく計画で協議を進めています。

この運用開始時期は、指令装置の仕様書作  
成や入札、議会の議決、契約、施設整備等、  
スケジュール的に厳しい状況ではありますが、

経済性も考慮して、消防救急無線のデジタル化整備スケジュールと同時期としています。

今後、消防の広域化が少しでも早く実現するよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願いします。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）この覚書というのは、まだ生きているんですか。

○議長（井上勝彦君）消防長。

○消防長（大谷 明君）平成18年に交わされた覚書ですが、これは5年という期限がありましたので、現在は生きていないとは考えております。ですが、消防としましては、広域化は必要と認識しておりますので、今後とも粘り強く交渉していきたいと考えております。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）広域化は必要と、私もそれは認めます。それはおっしゃるとおりで、大災害、大規模な災害が起こったら、あるいは火災が起こったときに、統一的な指揮命令系統によって効果的に消防力を振り向けられるという点では、広域化というのは必要だと思っております。

しかし、そのめどが立っていないということ。無線の運用という点では28年頃から始めるということですが、それは効果があるということですよ。効果があるのであれば、なぜ合併を先にしないかと思うんですけど、合併できない理由というのはどういう理由ですか。また、その理由に合理性があるとお考えですか。

○議長（井上勝彦君）消防長。

○消防長（大谷 明君）指令業務の共同化につきましては、災害発生が広域的に把握できる、そしてまた、大災害や特殊災害のときに、

迅速に対応できるというメリットがあります。

1番議員おただしの、それでは広域化を先に早く進めたらいいんじゃないかというおただしですが、市町村間の協議の中で、共同運用についてはある一定の理解をしていただいたんですけども、消防の広域化については、まだ各町の事情があり、合意形成には至っていないと、そういうふうな状況であります。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）合意形成に至っていない理由と、その合理性について伺ったんですけど。

○議長（井上勝彦君）消防長。

○消防長（大谷 明君）合意形成に至っていない理由というのは、それは各市町の首長の考え方によるもので、その点については、詳しくは把握していない状況ですが、なかなかその辺を見出して、そして交渉に持っていきたいと思っているんですけども、その辺がはっきりしない点もあります。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）首長の考え方によって違うというんですけど、市長、どういう点が問題となって、その辺の解決のめどとか合理性というのは、どういうところにあるんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君、広域の問題につきましては、松浦議員もご存じのとおり、広域の議会がございまして、広域議会のほうで審議をしていくと。今までもずっと議員が代表で広域議会のほうへ出ておりますので、その点を考慮しながらご質問願いたいと思います。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）広域にも市民の税金が注がれています。しかも、広域の半分以上は橋本市が負担しているので、市民の代弁者として、市議会議員としては聞く権限があると

思います。いかがですか。

○議長（井上勝彦君）暫時休憩いたします。

（午前11時33分 休憩）

（午前11時48分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長のご答弁につきましては、橋本市の考え方としての答弁にとどめていただいて、広域の議会での副管理者としてのご答弁は控えていただきたいと思います。橋本市独自の考え方として、こういうふうを考えてますよというような感じの答弁にとどめていただけたらありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）私のほうから、市長としての考え方ということでございます。伊都消防、高野消防とうちと3消防でやるべきやないかという広域消防、これについては私は賛成をして、そして首長会では一応話し合いは持っているのは事実であります。したがって、デジタル等の指令消防業務ありますが、これについては具体化して、橋本消防署へ設置をして、高野から1人、伊都消防から2人、橋本から2人出て、やっていこうかというようなことを、話し合いはできたわけであるんですが、果たしてどれだけの経費負担になっていくかということ、それによって、今後の管理費等のこともあるものですから、それによって、やるかやらないかという最後の話はまだあります。しかし、基本的には前向いて進めていこうということでございます。

広域消防の問題については、まだそこまで行っておりません。今、指令の広域ということについて、これは進んでおるんですが、

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ちょっと私は、今どういう問題があって、今、どういう経緯かということ、事実関係を質問したんですけども、どこに問題があるかというような答弁、ちょっと寂しかったように思います。

時間ないんで、次に行かせてもらいます。すみません。

（「訂正」と呼ぶ者あり）

○議長（井上勝彦君）それでは消防長、訂正願います。

○消防長（大谷 明君）先ほど、覚書の件で、私、効力がないと、ちょっと言いましたけども、あれは5年の期限ということで、切れているということになしに、期限があるということなので、その精神というんか、約束は本市としてはまだ生きてると、そういうふうと考えておりますので、訂正させていただきます。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目3、公民館職員の夜間勤務における安全対策に関する質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔教育次長（坂本安弘君）登壇〕

○教育次長（坂本安弘君）公民館職員の夜間勤務の際における安全対策の改善を求めるについてお答えをいたします。

公民館は、地域住民の利便性の向上を図るため、橋本市立公民館設置及び管理条例施行規則の規定に基づき、地域の実情に合わせて午後10時までの貸館を行っています。

現状の夜間貸館は、高野口地区公民館が週5回、中央公民館と7地区の公民館が週2回実施しています。各館とも、この夜間貸出業務には職員が一人に対応しており、議員おただしのよう、公民館職員は大半が女子職員のため、安全面での配慮が必要な状況となっ

ております。

現在は、紀見地区公民館、紀見北地区公民館及び高野口地区公民館で機械警備を委託していますが、今後の改善策として、中央公民館、商工会館内の橋本地区公民館を含むすべての公民館に機械設備を設置するとともに、緊急時に警備会社へ通報できる非常用通報装置の併設を検討してまいります。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）何とも頼りない話で。機械警備しても、警備会社に来るまでに10分、15分かかりますやろう。問題が発生してから5分以内でいろんな被害を受けるんですわ。だから、私が申し上げたように、こういうベルをつけることがまず最低限必要だと思うんですけども、手短に、時間ないんで済みません、答弁願います。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）警備会社にも確認をいたしたんですけれども、最近の傾向として、非常ベルを鳴らすことによって、かえって不審者が興奮といいますか、パニック状態に陥って異常な行動をとるといようなことでもございまして、さっきも答弁させていただいた、緊急通報装置の中でブザーを鳴らす、鳴らさないというのは設定はできるんですけども、多くのコンビニエンスストアですとか、銀行では、現状鳴らさないようにしておるといことなんですけれども、そのところにつきましても、非常用通報装置を設置して、運用について検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ほんまにそれでいいんですかね。警備会社ってすぐに来てくれるわけじゃないんで、ほかに事件が起こったら、

そっちに行ってるんでね。そんな頼りない話じゃなくて、絶対を守るんだと、そういう意識を持てば、そういう答弁できないはずですよ。機械警備がどうのこうのと、そんな頼りにならんもので、職員がもし万一のことがあったらどうするんですか。十分想定される危険というのは考えられますやろう。それに対応する、世間が納得できる対応方法を考えてくださいよ。後で、こんな状態で仕事させておったんかとなったときに、本人、被害者はもちろんだけでも、市当局も非常に名誉を汚す。なんじゃこの橋本というのとは。

だから、本当に現実の事件というか、行為に対応をほんまにできる方法をとらんと、警備会社がどうこう言うておったって、そんな話だけで納得できませんよ。防犯カメラだってどうですか。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）先ほど答弁させていただいたような異常行動をとりますと、かえってということもございまして。それから、ベルを鳴らさなくても、ボタンを、緊急通報装置を押すことによって、赤色の回転灯を回転させて知らせるといことも可能でありますので、非常用通報装置について、まず検討してまいりたいといひますか、早急に対応してまいりたいといひことでもございまして。

防犯カメラの設置につきましては、確かに、職員を守るということでは非常に大切なところではあろうかと思ひますけれども、今後の検討課題とさせていただきますといひふうにて考えております。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ベルを鳴らしたら異常な行動に出るとい確率と、それによって逃げるとい確率と、どっちが高いんですか。逃げることもそれはあるやろうけれども、逆上することもあるやろうけれども、逃げる確率の

ほうが高いというのが一般的に説得力あるん違いますかね。確率の少ないほうをやって、それで事足りるということでは非常に心もとない。絶対に守る、そのためにはどないしたらええかと、あらゆる想定されることを考えて対応してもらわんと、後でだれが責任とらんやって、だれも責任とれませんよね。

今できる最善のことを、何でも想定外だったとかいうふうな形で逃げるわけにはいきませんので、今、繰り返しになりますけども、想定できることを全部想定した上で、より効果的な対応をとっていただきたいと思います。ベルを押したら、ベルの近くに、ベルのそばに自分がいなかったら、ベルを押しに来る間に、押させてもらえないでしょう。ベルは10個ぐらいつけるとか、あるいは無線でスイッチを押したり、携帯持っておって無線でぱっとすぐできるとか、ベルを鳴らさんとあかんの違いますか。防犯ベル、防犯カメラ、これは威力発揮してるんですけど、企画部長、財政的な裏付けで職員を守ったるということ、考えありませんか。防犯カメラつけて。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）ただ今のご意見でございますが、先ほどから教育次長も申しておりますのは、プロの警備会社との話の中で、大きな音を鳴らすと異常な行動に出るとするのは、それは確かにそういうことははらんでいると思います。あと、財政的云々なんですけども、やはりカメラ云々ということになりますと、後の経費云々も考えますと、ここで即座に、そしたら実施するとか、そういう話はできませんので、よろしくお願ひします。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分 休憩）